

水戸市規則第102号

水戸市廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に係る行政処分の公表に関する規則を次のように定める。

令和4年12月28日

水戸市長 高 橋 靖

水戸市廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に係る行政処分の公表に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）に基づき本市が処理することとされた事務に係る茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号。以下「県条例」という。）に基づく行政処分の公表することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び県条例の例による。

(公表の対象とする行政処分)

第3条 この規則の規定による公表の対象とする行政処分は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第9条の2第1項の規定による一般廃棄物処理施設についての必要な改善命令又は一般廃棄物処理施設の使用の停止命令
- (2) 法第9条の2の2第1項又は第2項の規定による一般廃棄物処理施設に係る法第8条第1項の許可の取消し
- (3) 法第14条の3の規定による産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の事業の全部又は一部の停止命令
- (4) 法第14条の3の2第1項又は第2項の規定による産業廃棄物収集運搬業者に係る法第14条第1項の許可又は産業廃棄物処分業者に係る同条第6項の許可の取消し
- (5) 法第14条の6において準用する法第14条の3の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の事業の全部又は一部の停止命令
- (6) 法第14条の6において準用する法第14条の3の2第1項又は第2項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業者に係る法第14条の4第1項の許可又は特別管理産業廃棄物処分業者に係る同条第6項の許可の取消し
- (7) 法第15条の2の7の規定による産業廃棄物処理施設についての必要な改善命令又は産業廃棄物処理施設の使用の停止命令
- (8) 法第15条の3第1項又は第2項の規定による産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可の取消し
- (9) 法第19条の3の規定による廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことの命令
- (10) 法第19条の5第1項又は第19条の6第1項の規定による生活環境の保全上の支障の除去等

の措置を講ずべきことの命令

(11) 法第19条の10第2項において読み替えて準用する法第19条の5第1項の規定による産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理基準）に従って産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことの命令

(12) 県条例第17条第1項の規定による指定処理施設等についての必要な改善命令又は指定処理施設等の使用の停止命令

(13) 県条例第17条第2項の規定による産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置をとるべきことの命令

（公表の内容）

第4条 市長は、前条各号に掲げる行政処分（以下「行政処分」という。）を行ったときは、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、公表することにより関係機関の調査、捜査等に支障を及ぼすおそれがある場合にあつては、この限りでない。

(1) 行政処分の対象者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 行政処分を行った日

(3) 行政処分の内容

(4) 改善命令又は措置命令を行った場合にあつては、当該改善命令又は措置命令に係る履行期限

(5) 停止命令を行った場合にあつては、当該停止命令に係る期間

(6) 行政処分の根拠法令

(7) 行政処分の原因となった事実

(8) 施設に係る改善命令、停止命令又は許可の取消しを行った場合にあつては、当該施設の種類及び設置場所

（公表の方法）

第5条 前条の規定による公表は、水戸市公告式条例（昭和63年水戸市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示板への掲示、市ホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

（公表の時期等）

第6条 第4条の規定による公表は、当該行政処分を行った後速やかに行うものとする。この場合における当該公表の期間は、別に定める。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。